

障害者の権利と 障害者差別解消法がめざすもの



DPI日本会議 崔 栄繁
Japan National Assembly of
Disabled Peoples' International

ユネスコ（国連教育科学文化機関）
GEMレポート2020よりクエスチョン

世界中のすべての人が持っているものはな～んだ？



ユネスコのGEMレポート2020より

- 私たちみんなが共通して持っているもの
- それは「〇〇〇」です。

3

ユネスコのGEMレポート2020より

◆正常と異常、特別

- 何が正常なのか、何が異常なのか、何が特別なのか、というのは、もともと決まっているものではありません。その国の社会や文化が都合のいいように決めているだけです。
- なので、特別なニーズという考え方をやめて、社会への参加や学びに、周りの環境を見てながらバリアになっているのか、という考え方にはすべきです。

4

日本国憲法

障害者権利条約

(2006年国連で採択／2014年に批准)

障害者基本法

(2011年に条約批准のための大幅改正)

障害を理由とする差別の禁止(4条)

障害者差別解消法

(2013年制定)

“障害者基本法第4条を具体化”

障害者雇用促進法

(2013年改正)

“権利条約対応のための改正”

パラダイム・シフトのための条約

医学モデルから社会モデルへ！保護の客体から権利の主体へ！

自己決定・自律(autonomy)

★代替意思決定から支援を受けた自己決定へ

★「意思・選好の尊重」：どんなに努力しても、個人の意思と選好を決定することが難しい場合は「意思と選好の最善の解釈」が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。

(参加と)インクルージョン

Inclusion

★障害のある人と無い人が分け隔てられることなく、障害のある人が排除されずに共にくらす、共に学ぶ、共に働くことができるよう、社会が障害者をきちんと受け入れること

非差別(無差別)・平等

Non-discrimination／equality

★障害に基づくあらゆる区別・排除・制限が差別。合理的配慮を行わないことを含むすべての形態の差別を禁止。

★「他の者との平等を基礎として」

障害者に特別の権利を与えるものではなく、障害のない人が持つ権利を「きちんと」保障するための条約

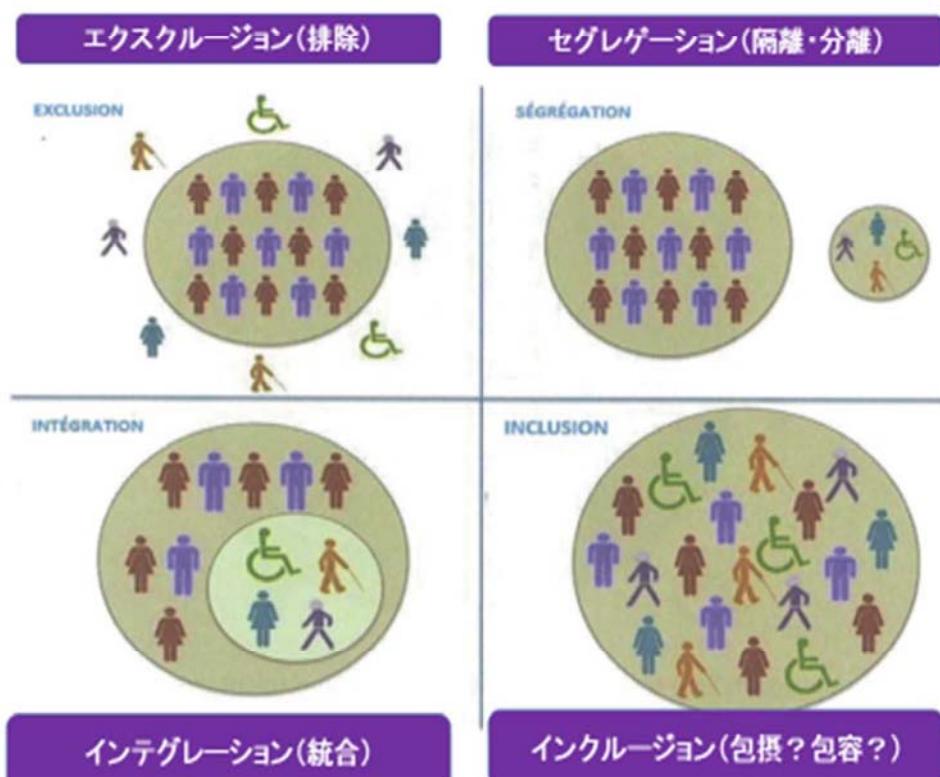
社会モデル

	医学モデル	社会モデル
社会参加の不利の原因	個人の機能障害	社会環境による排除(障害との相互作用)
「障害」の評価	なくすべきもの 克服すべきもの	属性、多様性
「障害」への対策	予防、保護	インクルーシブな社会環境づくり、差別禁止
障害者問題とは	狭義の福祉の問題	人権問題

イギリス型社会モデル：社会的不利の原因を社会環境に還元

アメリカ型社会モデル：機能障害と社会の障壁との相互作用によって社会的不利が生じるとし、社会の障壁の除去に焦点

インクルージョン



障害に基づく差別（第2条）

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

- ① 「区別・排除・制限」という障害のない人と異なる扱い＝別異扱い
- ② 障害のない人に比べて不利にすること＝不利益扱い
- ③ 合理的配慮を行わない事

条約の合理的配慮(第2条)

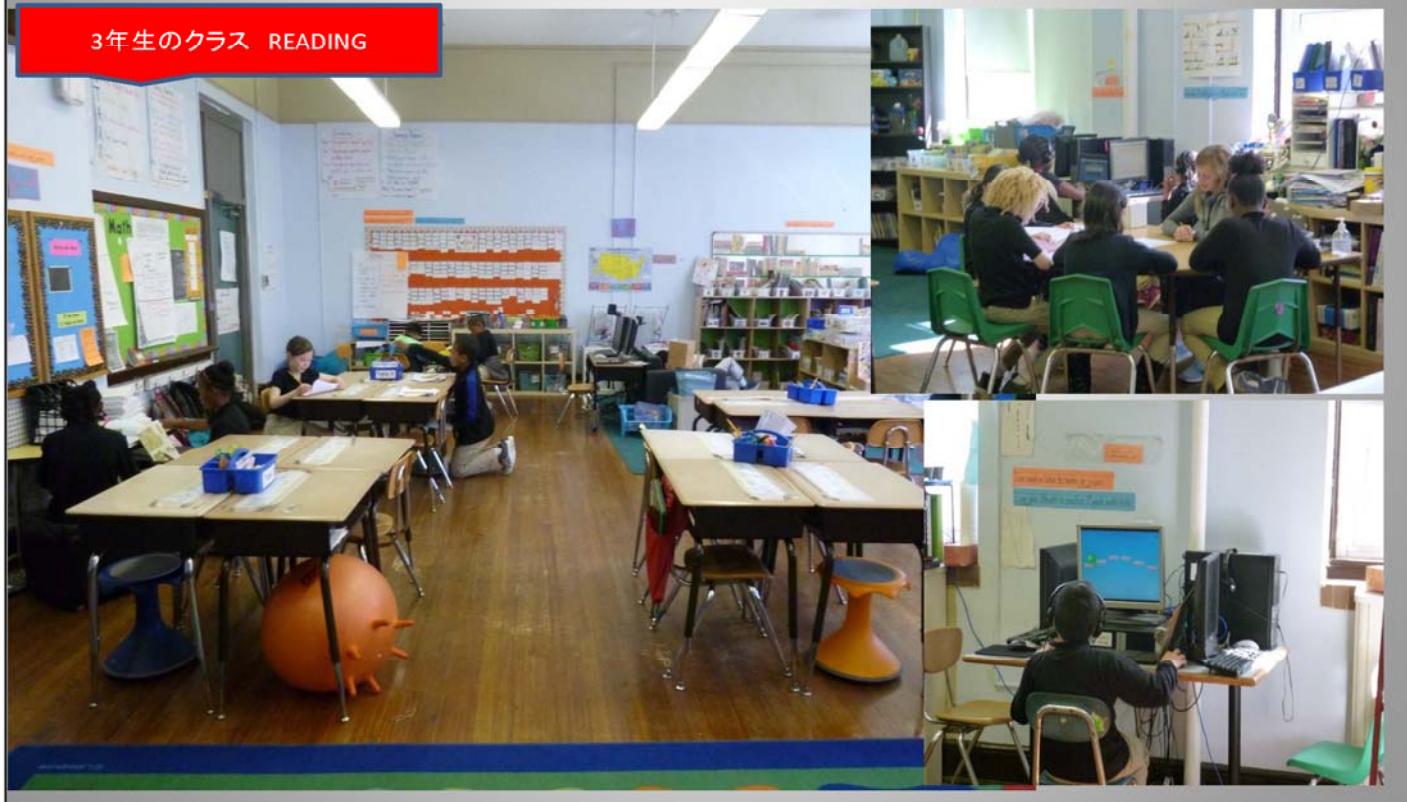
・ 障害者権利条約第二条

障害者が障害のない人と平等にすべての権利を享有し行使するため、特定の場合に必要とされる適切な変更及び調整で、不釣合いな負担が伴わなもの

- ◆障害のある人が、障害のない人と同じように活動できるようにするための人的支援、設備や時間、場所などの変更や調整
- ◆障害者や家族、支援者のもとめに応じて、場面場面で対応する支援、変更、調整
- ◆負担が大きすぎる場合は例外的に行わなくてよいもの

合理的配慮の例(教室内で異なる学習方法の提供in USA)

3年生のクラス READING



形式的平等



In the first image, it is assumed that everyone will benefit from the same supports. They are being treated equally.

合理的配慮／実質的な機会の平等



In the second image, individuals are given different supports to make it possible for them to have equal access to the game. They are being treated equitably.

社会モデルの完成



In the third image, all three can see the game without any supports or accommodations because the cause of the inequity was addressed. The systemic barrier has been removed.

合理的配慮？

- 障害者差別と関係するもの
- 2つの平等論
- 「形式的平等」: 等しく同じ扱いをすること
- 「実質的平等」:
 - ①「機会の平等」: 競争の条件を等しくしたうえで、個人の意欲や才覚の違いによって生じる所得の格差は認める立場
 - ②「結果の平等」: 所得や財の均等な再分配

特別なものなの？

13

合理的配慮？？

- ・ めがねをかけて運転免許の試験
- ・ マイク、スピーカー……
- ・ この差はなんだろう？

多数(マジョリティ＝健常者)

少数(マイノリティ＝障害者)

14

ヤンキースタジアム



車いす席は

68ヶ所！
500席以上

どの窓口でも買
えるし、webでも
買える

障害者差別解消法

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- **6章26条(+附則9条)**
第1章 総則(1~5条)
第2章 基本方針(6条)
第3章 差別解消措置
(7~13条)
第4章 差別解消支援措置
(14~20条)
第5章 雜則(21~24条)
第6章 罰則(25~26条)
- 2016年4月施行、2019年見直し

解消法

基本方針
(閣議決定)

対応要領
対応指針
(各省庁・機関作成)

差別解消法の大枠(目的)①

- ▶ **解消法第1条：法律の目的と法律が及ぶ領域が示されています(以下、抜粋)**

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消の推進に関する 基本事項や措置等を定めることにより、障害を理由とする 差別を解消し、もって障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に資すること

**目的 = 障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現
= インクルーシブ社会の実現**

17

差別解消法の大枠 ②

- ▶ **対象となる人はすべての「障害者」**

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

→ **「社会モデル」の考え方を踏まえたもの。**
いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

18

差別解消法の大枠 ③

➤ 禁止される差別は2つの種類

- ① 「不当な差別的取扱い」
- ② 「合理的配慮を行わない事（＝合理的配慮提供義務）」

※詳しいことは「基本方針」で

➤ 義務付けの対象は2つのプレーヤー

- ① 「行政機関等」（国、自治体、独立行政法人など）
- ② 「事業者」（営利、非営利関係なく、一定の事業を反復しておこなっている事業所）

※個人的な付き合い、家族の間のできごとは解消法での対象に含まれない。

19

改正法概要

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

- ・ 民間事業者の合理的配慮提供が努力義務から義務へ。
○第8条2（事業者における障害を理由とする差別の禁止）
(旧) 事業者は…必要かつ合理的な配慮をするように務めなければならない
(新) 事業者は…必要かつ合理的な配慮をするようにしなければならない

2. 国および地方自治体の連携協力の責務の追加

- ・ 国と地方自治体の責務の中に、新たに連携協力する条文が設けられた。国レベルでの取組みと地方自治体レベルでの取組みが一体となって、差別解消が進むよう設けられた条文である。
○第3条2（国および地方公共団体の責務）
(新設) 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進について必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行なうとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

20

改正法概要

3. 障害者差別解消のための支援措置の強化

- ・ いずれも、国・地方自治体における相談体制の確保や強化、事例収集などを進めていくための条文の追加・修正
- ・ 基本方針に差別解消のための支援措置の実施に関する基本的な事項（相談体制など）を追加（第6条2四）
- ・ 国、地方自治体での相談に対応する人材の育成・確保の責務の明確化（第14条）
- ・ 地方自治体における障害者差別に関する事例等の収集、整理等の明確化（第16条2）

4. 施行

- ・ 公布日から3年を越えない範囲

21

基本方針：不当な差別的取扱い

- ・ 正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること。又は、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること
- ・ 車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当

22

基本方針：「正当な理由」

- 障害を理由に、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合。個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要

23

「正当な理由」について

「『正当な理由』を根拠に不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではない」

（厚労省福祉事業者向けガイドライン）

個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。（文部科学省対応指針）

24

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる事例

- ・障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・障害があることを理由として、具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

25

正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- ・実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人の安全確保の観点)
- ・飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと。(事業者の損害発生の防止の観点)
- ・銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。(障害者本人の財産の保全の観点)
- ・電動車椅子の利用者に対して、通常よりも搭乗手続や保安検査に時間を要することから、十分な研修を受けたスタッフの配置や関係者間の情報共有により所要時間の短縮を図った上で必要最小限の時間を説明するとともに、搭乗に間に合う時間に空港に来てもらうよう依頼すること。(事業の目的・内容・機能の維持の観点)》

26

基本方針：合理的配慮と建設的対話

- ・権利条約2条の定義を引用
- ・基本方針4～5ページ

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2)過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

27

つまり合理的配慮はこう決める

- 話し合いをして（建設的対話で）
- 落としどころを探して（必要かつ合理的な範囲で柔軟に）
- 障害者が障害のない人と同じように活動することができるよう変更や調整をすること（社会的障壁の除去を行うこと）

28

基本方針：合理的配慮と「過重な負担」

(過重な負担の判断は)以下の要素を具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- 事務・事業への影響の程度
- 実現可能性の程度
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

「過重な負担」は「正当な理由」と同じ性質のもので、対応指針などには正当な理由と似たような文言が挿入された。判断をする時には法律の趣旨を損なわないことが大切

過重な負担

- 過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること**が必要。
- 行政機関等及び事業者は、**過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。**
- その際には、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる

合理的配慮の提供義務に反しないと 考えられる例(過重な負担)

- 飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- 飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が当該業務を事務・事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
- 小売店において、混雑時に視覚障害者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求める配慮の申出があった場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)

31

相談・紛争解決

国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組

- 相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。
- 都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うこと。
- 国は各府省庁が所掌する分野に応じて相談対応等を行うとともに、市区町村や都道府県のみでは対応が困難な事案について、適切な支援等を行う役割を担うことが考えられる。
- 相談対応等においては、このような国・都道府県・市区町村の役割分担を基本とし、適切な関係機関との間で必要な連携・協力がなされ、国及び地方公共団体が一体となって適切な対応を図ることができるような取組を、内閣府が中心となり、各府省庁や地方公共団体等と連携して推進することが重要である。
- このため内閣府においては、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないよう取り組む。

相談のたらいまわしを防ぐためのワン
ストップ相談窓口設置が目標

32

そしてできた「つなぐ窓口」(まだモデル事業ですが) 「お気軽に！」

●内閣府が作成したリーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/tsunagu_leaflet.pdf

●事業に関するお問い合わせ

- ・ 内閣府政策統括官(政策調整担当)付障害者施策担当
- ・ 住所:〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館
- ・ 電話:03-5253-2111 / ファックス:03-3581-0902
- ・ ホームページ: <https://www8.cao.go.jp/shougai/index.htm>

●障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

- ・ 試行期間:2023年10月16日～2025年3月下旬
- ・ 連絡先
- ・ 電話相談:0120-262-701/10:00 - 17:00 週7日(祝日・年末年始除く)
- ・ メール相談:info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp
- ・ その他のご連絡:sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

33

不当な差別的取り扱いの例

➤ 「条件をつけること」など

- ◆ 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと(文科省対応指針)
- ◆ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけたりすること(文科省対応指針)
- ◆ 宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める(国交省対応指針(不動産関係))

34

不当な差別的取り扱いの例

➤ 「拒否」：

- ◆ 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること（厚労省福祉サービス事業者向けガイドライン）
- ◆ 障害を理由として商品の提供を拒否する（金融庁対応指針）
- ◆ 宅建業者が、障害者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る。（国交省対応指針（不動産関係））

➤ 「場所・時間帯の制限」：

- ◆ 正当な理由なく、サービス事業所の選択を制限すること（障害当事者が望まないサービス事業者をすすめるなど）（厚労省福祉サービス事業者向けガイドライン）
- ◆ 障害があることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限（国交省対応指針）
- ◆ 医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと（厚労省医療関係事業者向けガイドライン）

35

合理的配慮の例

➤ 物理的環境への配慮の具体例

- ◆ 事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ◆ 聴覚過敏の子供等のために保育室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な子供等のために掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて対応すること。
- ◆ 電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置等、配慮や工夫を行うこと

36

合理的配慮の例

▶意思疎通の配慮の具体例

- ◆ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ◆ 見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）
- ◆ 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさ両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）
- ◆ 知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

37

合理的配慮の例

▶ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ◆ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- ◆ 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ◆ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。

38

差別解消法がめざす社会

- ・ 障害のある人もない人も一緒に！平等に！
学校、生活の場、働く場、社会活動などなど…
- ・ そのため=一緒に活動するため=に社会的障壁を除去することが合理的配慮
- ・ 障害者が暮らしやすい社会はみんなが暮らしやすい社会
- ・ 建設的対話で地域を変える！

39

差別解消のNGワード(Not Goodな言葉)

- ・ 「もし、何かあったら…」
どういう問題が生じるか、そのリスクを減じるためにどういうことができるかを具体的に考えること
- ・ 「あなただけ特別扱いできません」
合理的配慮は「特別扱い」ではなく、ともに活動したり楽しんだりするための機会の平等のための個別調整
- ・ 「先例はありません」
先例=障害者が参加していない時代のこと

40